

<別紙1>

独立行政法人地域医療機能推進機構  
佐賀中部病院附属介護老人保健施設のご案内  
重要事項説明書  
(令和6年4月1日現在)

1、施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	佐賀中部病院附属介護老人保健施設
開設年月日	平成8年4月1日
所在地	佐賀市兵庫南三丁目8-1
電話番号	0952-22-3121
FAX番号	0952-28-5321
管理者	施設長 園畑 素樹
介護保険指定番号	4150180067

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に復帰できるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭等復帰の場合には、療養環境の調整など、退所時の支援も行います。退所後も家庭等での生活を継続できるように支援も行います。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

[佐賀中部病院附属介護老人保健施設 の運営方針]

- ① 明るい家庭的な雰囲気の中、入所者等の心身の特性に応じた看護、介護ケア及び機能訓練等のサービスを適切に提供するように努めます。
- ② 地域と家庭との連携を重視した運営に心掛け、これから老人が家庭への復帰を目指し、生甲斐をもって療養生活をおくることができるように努めます。
- ③ 最新の機器を備えた併設病院のリハビリテーションセンターを活用し、利用者の方の残存能力の向上を目指します。
- ④ 施設内における居宅介護支援事業所と連携を密にし、高齢者へ充実した福祉と介護の支援に努めます。

(3) 施設の職員体制基準

当施設は、以下の職員体制基準を満たしております。

職種・職名	常勤	夜間	業務内容
施設長	0.2		施設の運営管理の統括に関すること。
副施設長	1		施設長を補佐し、適切な運営を図ること。

職種・職名	常勤	夜間	業務内容
医師	1		入所者等の診察、治療に関すること。
介護支援専門員	1		入所者等のケアプラン作成に関すること。
支援相談員	1		入所者等の相談、指導に関すること。
看護師・准看護師	8	1	入所者等の看護全般、援助に関すること。
介護職員	19	2	入所者等の介護全般、援助に関すること。
理学・作業療法士	0.8		運動、作業療法の計画、実施、評価に関すること。
事務員	相当数		施設療養費、利用料の請求、徴収に関すること。
管理栄養士	1		献立の作成及び栄養価の計算に関すること。
薬剤師	0.27		医師の処方箋に基づく調剤に関すること。
調理師	相当数		給食の調理及び配膳に関すること。
施設員	1		施設内外の環境整備、清潔の保持に関すること。

#### (4) 入所定員等

・定員 80名

・療養室 従来型個室 16室 多床室 18室 (2人室 4室 4人室 14室)

#### 2、サービス内容

- ① 施設サービス計画等の立案
- ② 食事 (原則として食堂でおとりいただきます。)
- ③ 入浴 (1週間に2回、但し、利用者の身体の状態によっては清拭の場合もあります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います。)
- ⑥ リハビリテーションマネジメントに基づく機能訓練や日常生活動作の評価等
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等、栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別の食事の提供

3、介護保険上の1割、2割、3割負担並びに自己負担につきましては、別紙の料金表をご参照ください。

4、当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・併設医療機関

・名称 佐賀中部病院

・住所 佐賀市兵庫南三丁目8-1

・協力歯科医療機関

・名称 下平歯科医院

・住所 佐賀市神野三丁目2-20

#### 5、施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付以外の利用料として位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響

を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・外来者が面会に来る時は、サービスステーションの許可を得て、所定用紙への記入をお願いします。
- ・敷地外への外出、外泊をする時は、サービスステーションにて職員の許可を得てください。（認印が必要になります。）
- ・他の医療機関に受診する時は、サービスステーションの許可を得てください。
- ・当施設、敷地内での飲酒、喫煙は禁止しています。
- ・施設又は備品の毀損及び備品を施設外に持ち出さないでください。
- ・無断で備品の位置及び形状を変更しないでください。
- ・宗教活動は禁止となっています。
- ・ペットの持ち込みは禁止となっています。
- ・利用者は職員の指示に従ってください。
- ・食事等の差し入れは禁止となっています。
- ・金品等の持込は原則禁止となっています（万一、盗難紛失されましても当施設は責任を負いかねます）。

## 6、非常災害対策

当施設では、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行います。

- ・防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練      年2回の実施

## 7、禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、「営利行為、宗教の勧誘、特定政治活動等」は禁止します。
- ・職員への金品等のお心遣いは一切禁じております。

## 8、緊急時の連絡先

- ・緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 9、虐待防止に関する事項

当施設では利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じております。

- ①虐待を防止するための委員会を定期的開催し、その結果について従業員に十分に周知します。
- ②虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- ③利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- ④その他虐待防止のために必要な措置をします。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。